

■牛レバーの生食（なましよく）規制に、反対する署名

（趣旨）

- 国民が自ら摂る食事の、その材料や調理方法については、基本的に自己の責任において自由に行うことが基本であり、法律で規制すべきでない。
- 日本には刺身、生卵、生牡蠣など、永年にわたり生での食習慣が根付いている。ある程度のリスクを理解しつつも、生レバーを食べたい消費者も多くいる。もし、新たな規制を導入するには、それ相当の消費者の要望や、リスク評価の他、規制導入による関係業界の影響等、広範な検討をして決定すべき。
- リスク評価は、偏りのない試料で行なうべきなのに、2次汚染の疑いのある、一部のと畜場の検査等を集め、規制をするために都合のよい試料を示し、これを根拠に生レバーの提供を禁止するのは許し難い。
- と畜場の処理方法を改善することにより、また殺菌効果のある新たな処理方法の導入により、リスクの低減をはかれる。また、腸管出血性大腸菌（O・157等）の有無を個体毎に検査し、リスクの無いものを選別し、流通する事も可能である。

| | 名 前 | 住 所 |
|----|-----|-----|
| 1 | | |
| 2 | | |
| 3 | | |
| 4 | | |
| 5 | | |
| 6 | | |
| 7 | | |
| 8 | | |
| 9 | | |
| 10 | | |

| 呼びかけ団体 | 取扱団体 |
|---|------|
| 全国食肉事業協同組合連合会（略称：全肉連） 〒107-0052 東京都港区赤坂6丁目13-16 アジミックビル TEL 03-3582-1241 | |

- ① いただいた署名は、厚生労働省への提出等 本趣旨の実行目的以外に使用しません。
- ② 送付先：上記の全肉連あてに、署名の原本（コピー等でなく）を送って下さい。
- ③ 取扱団体等は、平成24年6月10日までに全肉連に届くよう、お送り下さい